

教育課程編成の手引き

～通級による指導

【小学校・中学校・義務教育学校】編～

令和2年3月

島根県教育委員会

～通級による指導【小学校・中学校・義務教育学校】編～

1 もくじ

1 「通級による指導」について	1P
2 指導対象となる児童生徒の具体的な障がいの状況について	2P
3 指導を始めるまでの流れについて	3P
4 教育課程の編成について	6P
5 児童生徒の実態把握について	7P
6 個別の教育支援計画・個別の指導計画について	8P
7 「自立活動」について	11P
8 通常学級や在籍校との連携について	12P
9 通級による指導の1年間の流れについて	14P

2 表記について

「教育課程の手引き」内の各表記については、下記のとおり省略して示してあります。

- ・小学校、中学校、義務教育学校 → 「小・中学校」
- ・市町村教育委員会 → 市町村教委
- ・学校教育法施行規則第〇条 → 学教法規則第〇条
- ・「学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年文部省告示第7号） → H5告示
- ・「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知） → H25.10.4通知
- ・小学校学習指導要領(平成29年告示) → 学習指導要領(小)
- ・中学校学習指導要領(平成29年告示) → 学習指導要領(中)
- ・特別支援学校教育要領・学習指導要領(平成29年告示) → 学習指導要領(特)
- ・小学校学習指導要領(平成29年告示)解説(〇編)
→ 小解説(〇編)※他表示：解説(教科名等)
- ・中学校学習指導要領(平成29年告示)解説(〇編)
→ 中解説(〇編)※他表示：解説(教科名等)
- ・特別支援学校教育要領・学習指導要領解説(〇編)
→ 特解説(〇編)※他表示：解説(教科名等)
- ・改訂第3版「障害に応じた通級による指導の手引」解説とQ&A → 指導の手引Q&A

○原則としては「障がい」と表記していますが、引用部分（法令等）を「障害」と表記している箇所があります。

1 「通級による指導」について

「通級による指導」とは、通常の学級に在籍している児童生徒に対して、大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部、障がいに応じた特別の指導を特別の場（通級指導教室）で行う指導形態のことを言います（学教法規則第 140 条及び第 141 条 参照）。

また、通級による指導を行う際は、（特別支援学校の）「自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする（学習指導要領（小）（中）」と示されています。

（1）「通級による指導」の目的と内容について

（学習指導要領（小） P24（中） P26）（解説総則編（小） P110（中） P109）

障害のある生徒に対して通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校（中略）の自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との連携を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

（略）「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。」と改正された。つまり、通級による指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であるとの位置付けが明確化されたところである。

※これまでは「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。」とされていました。しかし、「通級による指導」では、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服という目的と無関係に、学習補充のための教科指導を行うことは適切ではないことから、このように示されました。

（2）「通級による指導」の対象となる児童生徒について

（学教法規則第 140 条、H25.10.4 通知 参照）

言語障害、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、肢体不自由、病弱及び身体虚弱の児童生徒で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の者を対象とする。

※各障がいの状況の詳細については、次ページを参照のこと。

（3）「通級による指導」の指導形態について

実施形態としては、以下の三つの形が考えられます。

- ①自校通級・・・児童生徒が在学する学校において指導を受ける形態
- ②他校通級・・・他の学校に週に何単位時間か定期的に通級し、指導を受ける形態
- ③巡回指導・・・担当教員が該当する児童生徒がいる学校に赴き、場合によっては複数の学校を巡回して指導を行う形態

（4）担当教員について

当該学校の教員免許状を有する者である必要がありますが、特定の教科の免許状を保有している必要はありません。ただし、各教科の内容を取り扱いながら障がいに応じた特別の指導を行う場合には、当該教科の免許状を有する教師も参画して、個別の指導計画の作成や指導を行うことが望ましい（「指導の手引 Q&A」 P76）とされています。

2 指導対象となる児童生徒の具体的な障がいの状況について

指導の対象とするかどうかの判断については、保護者の意見を聞いた上で、医学的な診断の有無のみにとらわれることなく、総合的な見地から判断することが大切です。また、島根県では、県内どの通級指導教室でも下記の全ての障がい種別に対応した指導を行うこととしています。

（学教法規則第 140 条、H25.10.4 通知 参照）

1 言語障がい

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話しことばにおけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

2 自閉症

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

3 情緒障がい

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

4 弱視

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

5 難聴

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

6 学習障がい

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す者で、一部特別な指導を必要とする程度のもの

7 注意欠陥多動性障がい

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

8 肢体不自由、病弱及び身体虚弱

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

※6、7の場合、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である場合も多く、十分留意が必要です。

※その他、対象となる児童生徒についての詳細は、「指導の手引 Q&A」P11、P29～32、P109～112 を参照のこと。

3 指導を始めるまでの流れについて

通級による指導において、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導を児童生徒の教育的ニーズに応じて行うことにより、通常の学級における授業においてもその指導の効果が大きいと期待されます。

通級による指導を行うに際しては、これまで各地域又は各学校が構築してきた障がいのある児童生徒の教育に対する支援体制において蓄積されている知見を活用することが重要です。各学校においては、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師、その他必要と思われる者で構成する校内委員会を設置し、通級による指導の必要性、その指導内容及び授業時数等について検討するなど、校内支援体制の整備を図ります。また、開始や継続・終了について各市町村の教育支援委員会の意見を得ることも大切です。

※以下の流れを参考にしながら進めますが、状況によって各項目の順序が変わることもあります。

（1）教師の気づきと実態把握

①教師の気づき

気になる子どもがいる時、まずは目の前の子どもの姿を教師間で共有していくことから始めます。担任や教科担当教員等が一人で問題を抱え込むことのないよう、普段から情報共有がしやすい学校の雰囲気をつくるのが大切です。

②担任を中心とした実態把握（観察、本人・保護者との教育相談、検査）

実態把握には様々な方法があります（「6 児童生徒の実態把握について」を参照のこと）。特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任（通級指導教室設置校の場合は通級指導教室担当教員）等の助言を参考にしながら進めます。必要に応じて関係諸機関との連携を進めます。

（2）校内委員会での検討

指導の対象とすることが適切かどうかの判断については、基本的に在籍校の校長が行います。校内委員会では、実態把握をもとに「担任の指導の工夫」、「校内体制による対応」等の様々な指導形態の可能性や、「よりきめ細やかな支援」の必要性等について検討します。その際、保護者の意見も踏まえて協議を行うことが大切です。初めに通級指導教室の教育相談を利用し、通級指導担当者を校内委員会での検討の場に参加してもらう方法も考えられます。通級による指導の可能性も含めて、当該児童生徒の支援について考えます。

（3）指導の開始に向けて

<A：通級指導教室設置校の場合>

①通級指導教室担当教員と本人・保護者との教育相談

校内委員会での検討を受け、通級指導担当教員による本人・保護者との教育相談等を行います。

②市町村教委の教育支援委員会の意見の聴取

通級による指導を開始するための障がいの判断に当たっては、市町村教育委員会が開催する教育支援委員会において、学校での実態把握、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の意見

を聞き、そうした観点から総合的かつ慎重に行います。また、その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること、とされています（H25.10.4 通知 参照）。

③指導内容の検討

実態把握と①②の内容をもとに、担任、特別支援教育コーディネーター、関係教員と通級担当教員により、具体的な指導内容の検討を行います。

<B：通級指導教室設置校ではない場合>

①近隣の通級指導教室設置校への連絡

校内委員会で「通級による指導が必要である」と判断された場合は、近隣の通級指導教室設置校に連絡をします。

②通級による指導担当教員と本人・保護者との教育相談

通級指導担当教員による本人・保護者との教育相談等を行います。

③市町村教委の教育支援委員会の意見の聴取

通級による指導を開始するための障がいの判断に当たっては、市町村教育委員会が開催する教育支援委員会において、学校での実態把握、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行います。また、その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること、とされています（H25.10.4 通知 参照）。

④指導内容の検討

実態把握と②③の内容をもとに、在籍校と通級担当教員間で指導内容や指導時数の検討を行います。

⑤指導形態の検討

自校から通級指導教室が設置されている学校に通級する「他校通級」を実施することができます。また保護者による送迎等、通級することが困難な場合には、通級指導教室の担当教員がその児童生徒の在籍する学校へ出かけて指導する「巡回指導」も可能です。

児童生徒の状況・負担、保護者の都合、交通手段や時間、学校や学級の状況等を考え合わせた上で、「他校通級」か「巡回指導」かを検討します。

なお、巡回指導を利用する場合には、別途手続きが必要です。

<C：特別支援学校の指導を受ける場合>

島根県では、松江ろう学校と浜田ろう学校に通級指導教室を設置しています。

①通級指導教室設置校への連絡

校内委員会で「特別支援学校教員の通級による指導が必要である」と判断された場合は、通級による指導を行っている特別支援学校に連絡をします。

ポイント

設置校かどうかによって開始に向けての流れが変わります！

以下は<B：通級指導教室設置校ではない場合>の②～⑤と同様の手順で進めます。

(6) 手続き

市町村の教育支援委員会の意見を聞いた上で、「通級による指導」の手続きを行います。

※手続きの流れや様式については、島根県教育委員会発行の「就学支援 Q&A【資料4】」をご覧ください。(http://www.pref.shimane.lg.jp/life/kyoiku/tokubetsu/soudan_shien/syuugakuqa.html よりダウンロード可)

(7) 終了について

児童生徒の障がいの状況を適切に把握し、児童生徒の変化に応じて柔軟に教育措置の変更を行うことができるように配慮します。例えば、障がいの状態が改善され、通常の学級でほぼ支障なく授業を受けることができるようになった場合には、指導を終了して通常学級ですべての授業を受けるようにします。

引継ぎについてのポイント

- 小・中学校卒業の際は、終了報告を設置教育委員会教育長あてに提出します。
- 小学校卒業後、引き続き通級による指導が必要だと思われる児童については、中学校入学後、速やかに指導が実施できるよう、本人・保護者・関係教員・進学先との連携を図りましょう。
- 切れ目ない支援の充実を目指し、引継ぎの際は、個別の教育支援計画、個別の指導計画を活用しましょう。詳しくは「6 個別の教育支援計画・個別の指導計画について」をご覧ください。

4 教育課程の編成について

通級による指導は、「(特別の指導を) 教育課程に加え、又はその一部に替える」ものであり、教育課程の特例になることから、各学校の校長が、対象となる児童生徒の実態把握等を適切に行ったうえで、判断することになります（学教法規則 第140条、141条 参照）。

(1) 指導時数を検討する

通級による指導対象児童生徒の状況は実に多様であり、一人一人に応じた適切な指導が行われる必要があります。いわゆる「障がいの状態」ばかりに目を向けず、実態把握をもとに能力や適性、興味・関心や性格、本人の思い等にも注目することが大切です。

「通級による指導」の時数は、年間35単位時間（週1単位時間）から280単位時間（週8単位時間）までを標準とします。また、学習障がい及び注意欠陥多動性障がいの児童生徒の指導については、月1単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合があることから、指導時間数の標準を年間10単位時間（月1単位時間程度）から280単位時間（週8単位時間程度）としています（H5告示参照）。また、あらかじめ年間指導計画の中に組み込み、教育課程に位置づけられていれば、長期休業期間中における指導も授業時数に算定することができます。

時数を検討する際には、当該児童生徒の週当たりの授業時数が、負担過重とならないように配慮することが必要です。また、一部の授業に替えて指導を行う場合には、週1時間しかない学級活動や道徳の時間等を通級による指導の時間に充てないことや、特定の教科等の時間が全て欠けることがないように工夫することが必要です。

(2) 指導内容を検討する

本手引きの3ページにあるとおり、通級による指導の目的を押さえた上で教科の内容を取り扱うことは可能ですが、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことがないよう留意することが必要です（「指導の手引Q&A」P50）。そのためには、児童生徒一人一人の指導目標（ねらい）や具体的な指導内容を定めた個別の指導計画を作成し、活用することが大切です。

他校通級の場合は、以下の点に留意する必要があります。

（略）児童生徒が受ける教育課程の編成は在籍する学校の校長が行うものとされています。しかしながら、通級による指導の指導内容や指導時間については、学校の設置者の定めるところにより、他校通級を実施する学校が検討することになるため、あらかじめ両校の間で十分に協議することが必要です（「指導の手引Q&A」P26～27 参照）。

5 児童生徒の実態把握について

通級による指導の必要性の判断については、実態把握により得られた情報をもとに、校内委員会で検討を行います。また、指導の開始前後を通じて実態把握を行い、適切な指導内容を考えることが大切です。

（特解説（自立活動編）P.107～108）

個々の児童又は生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。

自立活動の指導に当たっては、実態の的確な把握に基づいて、個別の指導計画を作成することから、特に実態把握が重要です。

自立活動の目標は、それぞれの障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することです。そのため、一人一人の指導内容・方法も異なってきます。個々の児童生徒についての的確な実態把握を行う必要があります。児童生徒が困難なことだけを取り上げるのではなく、長所や得意としていることも把握することが大切です。

また、教育的立場からの実態把握ばかりでなく、心理学的な立場、医学的な立場からの情報や、地域の保健師、児童生徒が支援を受けている福祉施設等からの情報を収集することも重要です。日頃から児童生徒にかかわる地域の様々な職種の方々と連携をとることができるようになっておくことが大切です。

以下に、実態把握におけるいくつかの視点や留意事項を示します。

- | | |
|--------------------|-------------|
| ○学習上の配慮事項や学力 | ○視機能 |
| ○基本的な生活習慣 | ○聴機能 |
| ○特別な施設・設備や教育機器の必要性 | ○知的発達の程度 |
| ○興味・関心 | ○身体発育の状態 |
| ○人や物とのかかわり | ○病気等の有無や状態 |
| ○心理的な安定の状態 | ○生育暦 |
| ○コミュニケーションの状態 | ○自己理解に関すること |
| ○対人関係や社会性の発達 | ○進路 |
| ○身体機能 | ○家庭や地域の環境 |

6 個別の教育支援計画・個別の指導計画について

通級による指導の主な目的は、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することです。そのためは、児童生徒一人一人に則した指導目標の設定や指導内容の工夫などに配慮する必要があり、個別の教育支援計画を生かした個別の指導計画を作成し、個に応じたきめ細かな指導を行うことが大切です。また、作成の際は、児童生徒の現在の姿のみにとらわれるのではなく、長期的な観点で考えることが必要です。

（1）個別の教育支援計画と個別の指導計画について

（学習指導要領（小）P24～25（中）P26）（解説総則編（小）P112（中）P111）

障害のある児童生徒などについては、家庭、地域、及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し、活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

今回の改定では、通級による指導を受ける児童生徒に対する二つの計画の作成と活用について、これまでの実績を踏まえ、全員作成することと示されました。

個別の教育支援計画とは

障がいのある児童生徒等の発達段階に応じて関係機関が適切な役割分担の下に一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別の支援計画）のうち、教育機関が中心となり、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後のまで長期的な視点に立って一貫した的確な教育的支援を行うために作成する支援計画

個別の指導計画とは

学校における教育課程等を踏まえて、児童生徒等一人一人の障がいの状況等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、より具体的に一人一人の的確な実態把握を行うとともに、それに応じた指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画

（「指導の手引き Q&A」 P45-46 参照）

（2）個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用について

①個別の教育支援計画

ア. 作成について

- ・本人保護者からの聞き取り（願いや将来の希望、本人の状況等）
- ・関係機関での支援の具体的記述（利用している関係機関や支援の内容や役割等）

イ. 活用の仕方について

- 学校の全教職員や関係機関との共通理解等に活用
- 引き継ぎに活用
(活用の例)

- * 就学前から小学校及び学校間の引継ぎ：移行支援会議に関係者が集合し引き継ぐ
- * 小(中)学校の学年間での引継ぎ：校内委員会、学年会等で引き継ぐ

就学前から、就学児、そして進学先まで切れ目ない支援に活かすことが大切です。その際に、個別の教育支援計画は多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱と保護に十分留意することが必要です。

②個別の指導計画

ア. 作成について

- 通級指導教室担当による自立活動の個別の指導計画
- 通常の学級を中心とした各教科等の個別の指導計画

※個別の指導計画は、自立活動が独立した形式のものや、通常学級での指導における指導計画と一体型のもの等が考えられます。児童生徒の在籍校と通級指導教室担当教員とで十分検討し、より連携を図ることができる様式を作成・活用すると良いでしょう。

イ. 具体的な作成の手順

情報収集と的確な実態把握

- 実態把握(学校・家庭・地域での様子、心理検査、聞き取り等)
- 教育的な情報(興味・関心、基本的生活習慣、学習上の配慮事項、人・物とのかかわり、ニケーション、身体の動き、心理的な状態等)
- 医学的な情報(身体の発育、身体機能、視・聴機能、情緒の安定、病気の有無等)
- 心理学的な情報(知的発達、運動機能の発達、社会性、心理的な安定の状態等)
- 保護者からの情報(生育歴、療育・教育歴、家庭環境、健康面、地域資源活用の状況等)
- 本人の教育的ニーズ

指導目標の設定

- 長期的な目標の設定(年間、3年間などを目安に)
- 短期的な目標の設定(長期目標に関連して、達成が可能である当面の目標として設定)
(ミーティング 保護者の参加)

指導内容と具体的な支援内容の設定

指導の展開

- 実際の指導(指導の記録)

評価

ウ. 活用の仕方について

作成した計画をもとに、「目標は妥当であるか」「取り上げる課題の内容は適切か」「手立ての量は少なすぎないか、多すぎないか」「指導・支援の内容は適当か」等について適宜見直しながら指導を行います。また、保護者との連携においても活用します。

エ. 評価

- ・実施状況を適宜校内委員会等の会議で評価し、評価に合わせて改善を図ります。
- ・子どもの状況に応じ、上記を参考に PDCA サイクルで取り組みます。
- ・年度末等には、「子どもの変化」「目標としたスキルの獲得状況」「達成状況」「残された課題」「指導の効果と課題」等について評価を行います。

オ. その他（個別の指導計画の添付をもって指導要録に替える場合の留意事項）

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」平成31年3月29日付（30文科初第1845号）の「Ⅱ指導に関する記録」の項目に示された、「障害のある児童（生徒）について作成する個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合には、当該個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録の記入に替えることも可能である」と示されました。

個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用に当たっての留意事項

- ・他校において通級による指導を受ける場合には、学校間及び担当教員間の連携の在り方を工夫し、個別の指導計画に基づく評価や情報交換等が円滑に行われるよう配慮する必要があります。
- ・各学校においては、二つの計画を作成する目的や活用の仕方に違いがあることに留意し、それぞれの位置付けや作成の手続きなどを整理し、共通理解を図ることが必要です。
- ・二つの計画については、実施状況を適宜評価し、改善を図っていくことも不可欠です。
- ・二つの計画の作成・活用システムを校内で構築していくためには、全ての教師の理解と協力が必要です。校長のリーダーシップのもと、学校全体の協力体制づくりを進めたり、全ての教師が二つの計画についての正しい理解と認識を深めたりして、教師間の連携に努めていく必要があります（小・中解説総則編（小）P112（中）P111 参照）。

7 「自立活動」について

通級による指導では、十分な実態把握に基づき、特別支援学校教育要領・学習指導要領「自立活動」編の内容を参考にした指導を行います。

（学習指導要領（小）P.24（中）P.26）（解説総則編（小）P.110（中）P.109）

障害のある生徒に対して通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校（中略）の自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との連携を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

自立活動に関する本県作成の参考資料

○島根県教育委員会作成

「教育課程編成の手引き（令和2年3月）～自立活動編～」

- ・障がいの捉え方と自立活動
- ・合理的配慮と自立活動のかかわり
- ・今回の改定の要点
- ・自立活動の意義
- ・自立活動の基本

○島根県教育センター作成資料

「授業づくり（1） 自立活動ってなんだろう？」

- ・自立活動ってなんだろう？
- ・自立活動の内容整理表
- ・自立活動シート記入例
- ・流れ図様式
- ・流れ図記入例
- ・自立活動の内容一覧

HP：島根県教育センター>特別支援教育のページ>授業づくり（1）

8 通常学級や在籍校との連携について

通級による指導の成果を十分に生かしていくためには、通常の学級で受ける各教科においても、担任や各教科の担当教員が、児童生徒の障がいの状況や教育上必要な支援等について正しく理解した上で、配慮して指導する必要があります。作成した個別の指導計画や個別の教育支援計画を活用しながら以下のような連携を進め、よりきめ細やかで切れ目ない支援を行うことが大切です。

（1）自校通級の場合の連携

通級による指導の担当教員が、担任や各教科の担当教員に対して情報提供や助言を行ったり、通級による指導の担当教員が中心となって、関係者の協力を得てケース会議などを開催したりすることが必要になります（「指導の手引 Q&A」 P71～72）。

（2）他校通級、巡回指導の場合の連携

通級による指導の担当教員は、定期的に児童生徒の在籍校を訪問し、担任や特別支援教育コーディネーター、管理職等と児童生徒の状況や指導の方針などについて情報交換や助言を行うなど、日頃からの連携・協力を進めることが重要です。

（3）指導に関する記録等のための連携

他の学校において通級による指導を受けている場合には、当該学校からの通知に基づき児童生徒の在籍する通常の学級の担任が指導要録に記載します。そのためには、指導経過報告書（次ページ参照）等を通級による指導担当教員が作成し、円滑な連携を図ることが考えられます。

（H25.10.4 通知）


通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的に捉えるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。（下線部加筆）

（4）理解啓発のための連携

校内委員会、教育相談の校内研修会、生徒指導部会、ケース会議、等を通して通級による指導について、校内全体での理解啓発を進める必要があります。また、通常の学級の児童生徒に対しては、全校集会等における講話や、各教科等、学校の教育活動全体を通して進める必要があります。また、学校 PTA における研修活動の一つとして位置付け、通級指導教室の見学や研修、講演会の開催等を行うことも考えられます。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇立〇〇〇学校
校長 〇 〇 〇 〇 様

〇〇〇立〇〇〇学校
校長 〇 〇 〇 〇 

〇〇年度 第〇学期通級指導教室指導経過報告書

学年・氏名	〇年 ・ 〇 〇 〇 〇 さん		
通級回数	〇/〇〇 (〇)	〇/〇〇 (〇)	〇/〇〇 (〇)
	〇/〇〇 (〇)	<u>合計 〇 回</u>
<u>活動の様子</u>			
<u>今後の方針</u>			
<p><u>指導要録への記入について</u></p> <p>「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、以下の記載を基に、必要事項をご記入ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(巡回の場合) 指導を受ける学校名：〇〇〇立〇〇〇学校通級指導教室 ・週当たりの通級による指導の授業時数：〇時間 ・指導期間：〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 ・指導内容： ・指導の成果： 			
記入者	通級指導教室担当 職・氏名		

※年度の最後には、指導要録への記載について担任との共通理解を図ります。特に卒業生については、早目の報告ができるような配慮が必要です。

9 通級による指導の1年間の流れについて

年間を通じて、通級による指導に合わせ、「支援体制の充実」「教員の指導力の向上」を目指し、本人・保護者とはもちろんのこと、校内外の関係者と連携しながら取組を進めることが大切です。

年間を通じて行う取組の例

- 個々の児童生徒の障がいの状況や特性等の的確な把握
- 通級による指導についての専門的な知識・技能、様々な障がい種についての専門性の習得
- 実態に応じた適切な指導の実施
- 在籍学級の担任や教科担当教員との連携協力
- 校内委員会への参加や特別支援教育コーディネーターとの連携協力
- 対象児童生徒の早期発見と保護者理解を図るための相談体制の充実
- 通常の学級の担任に対する研修会での講演
- 通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒の指導についての指導・助言

1年間の流れの例

月	業務の概要	通年
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関へのあいさつ回り（教育委員会、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校、特別支援学校、その他各教室の状況に応じて） ・ 個別の教育支援計画の引継ぎ及び作成・活用に関する協議への参加 ・ 通級指導教室の時間割作成（在籍校の状況や子ども・保護者の要望をふまえて） ・ 特別の教育課程の編成に関する協議への参加 ・ 校内研修会等での通級による指導（制度や考え方、子どもたちのとらえ方等）の説明や通級を受ける子どもについての共通理解 ・ 指導開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種専門的な研修・教育相談の受け入れ ・ 地域の特別支援連携協議会、相談支援チーム、就学指導委員会関係 ・ 理解・啓発に関する活動
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の指導計画の作成と、通常の学級の担任、教科担当との情報共有 ・ 教室要覧作成（近隣の教室と一緒に作成することも多い。教室のパンフレット等の検討もあわせて行う） ・ 各種調査報告 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村教育支援委員会に関すること（委員、専門調査員等の委嘱） 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導経過報告書作成 ・ 個別の指導計画の評価と修正 	

夏季 休業中	<ul style="list-style-type: none"> ・担当児童生徒についての関係者との情報共有 ・教育相談会 ・各種研修会 ・教材教具の研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種専門的な研修・教育相談の受け入れ ・地域の特別支援連携協議会、相談支援チーム、就学指導委員会関係 ・理解・啓発に関する活動
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村就学指導委員会 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・各種調査報告 ・就学時健康診断（通級指導教室の説明、保護者面接等）＜小学校＞ 	
11月		
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・指導経過報告 ・個別の指導計画の評価と修正 	
1月		
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・進学説明会（保護者や新1年生への説明）＜中学校＞ ・引継ぎ関係書類の作成 ・個別の教育支援計画の見直しと関係者との共有 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画の評価 ・指導経過報告書作成 ・保護者面談 ・指導の終了・継続についての協議への参加 ・引継に関する協議への参加 	